

平成29年7月5日
自動車局技術政策課

基準緩和自動車の認定要領等の一部改正等について ～基準緩和自動車の適正使用を徹底するため関係通達を見直します～

基準緩和自動車の認定制度について、一層適切な運用を確保する観点から下記の事項を実施するため、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」を改正するとともに、「基準緩和自動車の行政処分等要領について」を発出しました。

長大又は超重量物を輸送するトレーラ等の基準緩和自動車は条件や当該自動車の運行に必要な安全・環境上の制限を課していますが、これを遵守せずに運行し事故を惹起する等の事例もあるため、違反運行に対する指導強化を求める声が上がっています。

一方で、トラック運送業にあっては、ドライバー不足等、現場の要員確保が深刻な問題となっていますが、経営環境が厳しいこともあり、管理部門の負担軽減を望む声も高まっています。

今回の基準緩和自動車の認定制度の見直しは、以上を踏まえて実施するものです。

記

- ① 法令遵守体制が徹底していると認められるGマーク認定事業所の事業用自動車については、適切に運行されている場合、基準緩和の有効期間を従来の2年から段階的に延長し、最長4年とします。
- ② 基準緩和認定において付された条件や制限に違反し、重大事故等を惹起した基準緩和自動車については、道路運送車両法に基づく立入検査を速やかに行い違反内容を確認し、その結果に基づいて認定の一発取消しを含めて厳正な処分を行う等、行政処分の取扱いを明確化します。
- ③ 特大車両の先導等を行う誘導車に緑色の点滅灯火の装備を認める基準緩和の認定対象を拡大し、特殊車両通行許可の条件として道路管理者から配置を求められた誘導車を追加します。

なお、本年5月1日から5月30日までに実施したパブリックコメントの結果等につきましては、下記 e-gov のホームページにて公表しています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155170912&Mode=2>

〈問合せ先〉

自動車局 技術政策課 課長補佐 山名、大久保

代表：03-5253-8111（内線 42259、42216）直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp>）にも掲載しています。

基準緩和自動車の認定要領等の一部改正等について

1. 背景

長大又は超重量貨物の輸送に供するトレーラ等については、道路やたの交通への影響が大きいことから、その運行にあたっては事前に車両の寸法や重量にかかる保安基準の緩和について地方運輸局長の認定を受け、かつ、その際期限、条件や当該自動車の運行に必要な安全・環境上の制限を遵守する必要があります。

また、期限満了日以降も引き続いて使用する場合は、緩和の継続認定を受ける必要があります。

さらに、運行においては安全確保のため誘導車の配置を求められる場合があります。

トラック運送業にあつては、ドライバー不足等、現場の要員確保が深刻な問題となっていますが、経営環境が厳しいこともあり、管理部門の負担軽減を望む声も高まっています。

一方で、関係法令を遵守せずに運行し事故を惹起する等の事例もあるため、違反運行に対する指導強化を求める声もあります。

今般業界から、これらの要望を受け、基準緩和自動車の適正使用の推進を図るため、法令遵守が徹底されていると認められる事業者に対してはインセンティブとして継続緩和申請における負担軽減を図る等諸々の検討を行った結果、以下の通達を改正するなどの措置を行いました。

2. 改正通達等

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日自技第193号）の一部を改正する。

「基準緩和自動車の行政処分等要領について（依命通達）」を制定する。

3. 改正等概要

① 法令遵守体制が徹底していると認められるGマーク認定事業所の事業用自動車については、適切に運行されている場合、基準緩和の有効期間を従来の2年から段階的に延長し、最長で4年とします。

安全性優良事業者認定制度（Gマーク制度）を活用して、法令遵守体制が徹底されていると認められる事業用の基準緩和自動車については、緩和の継続認定において緩和の有効期間を現行の最長2年から3年へ延長し、その後も適切な運行が確保されている場合は、次回以降の継続認定において最長4年まで延長します。

② 基準緩和認定において付された条件や制限に違反し、重大事故等を惹起した基準緩和自動車については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく立入検査を速やかに行い、違反内容を確認し、その結果に基づいて認定の一発取消を含めて厳正な処分を行う等、行政処分の取扱いを明確化します。

基準緩和自動車が認定において付された条件や制限に違反して運行することは、事故の原因となる、また、その被害も甚大となる可能性が高くなります。

このような違反運行を防止するため、行政処分や行政指導の要領を定め、これを公表することとします。主な内容は以下のとおりです。

◇ 基準緩和自動車による重大事故の惹起又は不正な運行等について情報があり、当該自動車が認定で付された条件や制限に違反して運行した疑いがあると判断された

場合は、道路運送車両法第100条に基づく検査等を実施し事実関係を確認します。

- ◇ 違反内容に応じて違反点数の取扱いを規定し、基準緩和自動車ごとに算出した合計違反点数により勧告、警告又は認定の取消を行うものとし、違反運行により死亡事故等の重大事故を惹起した場合は、即座に認定を取り消すことがあり得るものとし、
- ◇ なお違反点数は定められた期間中、使用者ごとに累積し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第7項に基づき地方運輸局長が基準緩和の認定をしない相当な理由として活用します。

③ 特大車両の先導等を行う誘導車に緑色の点滅灯火の装備を認める基準緩和の認定対象を拡大し、特殊車両通行許可の条件として道路管理者から配置を求められた誘導車を追加します。

特大車両の先導等、誘導作業を担う誘導車に緑色の点滅する灯火を備える基準緩和は、これまで申請において誘導される車両が幅3メートル以上、又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラ等であることを確認して認定していますが、車両制限令に基づく特殊車両通行許可の条件として誘導車の配置を求められている車両を誘導することが確認されたものについても認定できることとします。

4. 施行日

「基準緩和自動車の認定要領の制定について」の一部改正について

平成29年7月3日

「基準緩和自動車の行政処分等要領について」

平成29年7月3日